



越前市告示第114号

令和3年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月4日

越前市長 奈良 俊



- 1 日 時 令和3年6月11日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 35 号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 条の改正規定は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例の規定（附則第 6 条の改正規定は除く。）は、令和 6 年度以後の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 36 号

越前市文化センター設置及び管理条例の一部改正について

越前市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市文化センター設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 2 号の表中

「

会議室 301 号	200 円
会議室 302 号	100 円

」を

「

会議室 301 号	200 円
-----------	-------

」に

改める。

別表第 2 項第 4 号の表中

「

会議室 301 号	400 円	2,000 円	12,000 円
会議室 302 号	200 円	1,000 円	6,000 円

」を

「

会議室 301号	400円	2,000円	12,000円
----------	------	--------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度越前市一般会計補正予算（第 1 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和 3 年度

越前市補正予算

専決第 7 号 一 般 会 計 補正予算 (第 1 号)

専決第7号

令和3年度

越前市一般会計補正予算

(第 1 号)

令和3年度 越前市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度越前市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380,500千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,232,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月8日専決

越前市長 奈良 俊 幸

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,356,170	380,500	4,736,670
	1 国庫負担金	3,377,048	223,000	3,600,048
	2 国庫補助金	967,516	157,500	1,125,016
歳入合計		34,852,000	380,500	35,232,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,678,757	72,500	11,751,257
	2 児童福祉費	5,545,650	72,500	5,618,150
4 衛生費		2,241,606	308,000	2,549,606
	1 保健衛生費	888,030	308,000	1,196,030
歳 出 合 計		34,852,000	380,500	35,232,500

令和3年度

越前市補正予算説明書

一般会計補正予算（第1号）

令和 3 年度

越前市一般会計補正予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
15	国庫支出金	4,356,170	380,500	4,736,670
	1 国庫負担金	3,377,048	223,000	3,600,048
	3 衛生費国庫負担金	0	223,000	223,000
	2 国庫補助金	967,516	157,500	1,125,016
	2 民生費国庫補助金	182,530	72,500	255,030
	3 衛生費国庫補助金	17,570	85,000	102,570

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	223,000	1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
2 児童福祉費補助金	72,500	1 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
1 保健衛生費補助金	85,000	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
3	民生費	11,678,757	72,500	11,751,257	72,500	
2	児童福祉費	5,545,650	72,500	5,618,150	72,500	
1	児童福祉総務費	279,255	72,500	351,755	国庫支出金 72,500	
4	衛生費	2,241,606	308,000	2,549,606	308,000	
1	保健衛生費	888,030	308,000	1,196,030	308,000	
2	予防費	201,667	308,000	509,667	国庫支出金 308,000	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	648	1 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	72,500
3 職員手当等	641	会計年度任用職員報酬	(648)
4 共済費	106	職員手当等	(641)
8 旅費	54	社会保険料	(106)
10 需用費	229	費用弁償	(54)
11 役務費	322	消耗品費	(229)
19 扶助費	70,500	通信運搬費	(201)
		手数料	(121)
		子育て世帯生活支援特別給付金	(70,500)
1 報酬	21,400	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業	308,000
3 職員手当等	3,100	予防接種健康被害調査委員会委員報酬	(185)
4 共済費	1,410	会計年度任用職員報酬	(21,215)
7 報償費	230	職員手当等	(3,100)
8 旅費	1,380	社会保険料	(1,410)
10 需用費	2,460	謝礼	(230)
11 役務費	240	費用弁償	(1,380)
12 委託料	270,380	消耗品費	(2,340)
13 使用料及び賃借料	2,000	燃料費	(120)
		手数料	(172)
14 工事請負費	400	保険料	(68)
17 備品購入費	1,000	予防接種業務委託料	(191,570)
18 負担金、補助及び交付金	4,000	配送作業委託料	(1,150)
		会場運営等業務委託料	(76,660)
		電算委託料	(1,000)
		自動車借上料	(2,000)
		施設改修工事費	(400)
		庁用備品費	(1,000)
		丹南広域組合負担金	(4,000)

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	年 間 支 給 率 (月分)	通 勤 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		27,708	9,283	(3.35)			36,991	5,490	42,481	
	議 員	22	138,579						138,579	34,595	173,174	
	その他の 特別職	1,118	57,695						57,695		57,695	
	計	1,143	196,274	27,708	9,283	(3.35)			233,265	40,085	273,350	
補 正 前	長 等	3		27,708	9,283	(3.35)			36,991	5,490	42,481	
	議 員	22	138,579						138,579	34,595	173,174	
	その他の 特別職	1,116	57,510						57,510		57,510	
	計	1,141	196,089	27,708	9,283	(3.35)			233,080	40,085	273,165	
比 較	長 等	0		0	0	(0.00)			0	0	0	
	議 員	0	0						0	0	0	
	その他の 特別職	2	185						185		185	
	計	2	185	0	0	(0.00)			185	0	185	

※ 長等とは市長、副市長及び教育長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	743 (331)	322,704	2,460,395	1,492,277	4,275,376	781,547	5,056,923	
補正前	743 (309)	300,841	2,460,395	1,487,102	4,248,338	780,031	5,028,369	
比較	0 (22)	21,863	0	5,175	27,038	1,516	28,554	

※ 職員数の（ ）内は、再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	超 過 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 手 当
		補 正 後	45,714	25,780	63,321	660	128,581	653
	補 正 前	45,714	25,780	61,887	660	125,681	653	84,761
	比 較	0	0	1,434	0	2,900	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当	管 理 職 特 別 勤 務 手 当	単 身 赴 任 手 当	計
	補 正 後	622,963	353,940	135,367	24,155	6,382		1,492,277
	補 正 前	622,122	353,940	135,367	24,155	6,382		1,487,102
	比 較	841	0	0	0	0		5,175

(ア) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	532 (29)		2,001,454	1,301,685	3,303,139	636,422	3,939,561	
補正前	532 (29)		2,001,454	1,298,785	3,300,239	636,422	3,936,661	
比較	0 (0)		0	2,900	2,900	0	2,900	

※ 職員数の（ ）内は、再任用短時間勤務職員数を外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	43,014	25,780	35,442	660	126,517	653	84,761
	補正前	43,014	25,780	35,442	660	123,617	653	84,761
	比較	0	0	0	0	2,900	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職特別勤務手当	単身赴任手当	計
	補正後	475,014	353,940	125,367	24,155	6,382		1,301,685
	補正前	475,014	353,940	125,367	24,155	6,382		1,298,785
比較	0	0	0	0	0		2,900	

(イ) 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	211 (302)	322,704	458,941	190,592	972,237	145,125	1,117,362	
補正前	211 (280)	300,841	458,941	188,317	948,099	143,609	1,091,708	
比較	0 (22)	21,863	0	2,275	24,138	1,516	25,654	

※ 職員数の（ ）内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当 費用弁償	特殊勤務 手当	超過勤務 手当	期末手当	退職手当	計
	補正後	2,700	27,879	0	2,064	147,949	10,000	190,592
	補正前	2,700	26,445	0	2,064	147,108	10,000	188,317
	比較	0	1,434	0	0	841	0	2,275

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 4 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 53 条の 9 第 3 項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則

第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第19項を同条第18項とし、同条第20項を同条第19項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度分」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの

各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該

軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和2年越前市条例第

24号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、越前市市税賦課徴収条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、越前市市税賦課徴収条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、越前市市税賦課徴収条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、越前市市税賦課徴収条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

(地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第3条 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年越前市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条表中「第25条第1項」を「第28条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中越前市市税賦課徴収条例附則第10条の2第20項の改正規定(同項を同条第19項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年

法律第 号) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(2) 第 1 条中越前市市税賦課徴収条例附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 16 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定 (第 17 項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 31 号) の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例 (以下「新条例」という。) 第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日 (以下この条及び第 4 条において「施行日」という。) 以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の越前市市税賦課徴収条例 (以下次項において「旧条例」という。) 第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 36 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。) 附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法 (平成 30 年法律第 25 号) の施行の日から令和 3 年

3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の2第19項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつ

ては地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和３年４月１日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日（当該施行の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 5 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 17 年越前市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15

条第42項」に改める。

附則第9項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第10項及び附則第11項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第12項及び附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第16項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の越前市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

記

専決第 6 号

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

越前市長 奈良 俊 幸

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年越前市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

越前市議会基本条例の一部改正について

越前市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 7 月 2 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 片 粕 正二郎

越前市議会基本条例の一部を改正する条例

越前市議会基本条例（平成 2 2 年越前市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条の 2」を「第 8 条」に、「第 8 条・第 9 条」を「第 9 条—第 1 1 条」に、「第 1 0 条—第 1 5 条」を「第 1 2 条—第 1 7 条」に、「第 1 6 条・第 1 7 条」を「第 1 8 条・第 1 9 条」に、「第 1 8 条）」を「第 2 0 条）」に、「第 1 9 条—第 2 1 条」を「第 2 1 条—第 2 3 条」に改める。

第 3 条第 4 号中「の収集及び管理に」を「を収集及び管理し、活用に」に改める。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

（広報広聴）

第 6 条 議会は、その諸活動に関する広報活動及び市民の意見を把握するための広聴活動（以下これらを「広報広聴活動」という。）に積極的に努めなければならない。

2 議会は、広報広聴活動に当たっては、情報技術の発達を踏まえ、多様な手段を活用し、速やかな対応に努めるものとする。

3 議員及び会派は、自らもそれぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴活動に努めるものとする。

（市民と議会との語る会）

第7条 議会は、市民及び市民諸団体等と自由に情報及び意見を交換し、交流できる場（以下「市民と議会との語る会」という。）を定例的に設けるものとする。

2 市民と議会との語る会においては、議会審議の報告及び市政に対する意見交換を行うものとする。

3 議会は、市民と議会との語る会における市民の意見に対して、更に議員相互の自由討議を行うものとする。

第21条を第23条とし、第17条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条中「努めなければならない」を「努めるとともに、人権を侵害するおそれがある言動は厳に慎まなければならない」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とし、第10条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第4章中第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（議決事件）

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、他の条例に定めるもののほか、越前市総合計画審議会条例（平成17年越前市条例第22号）第1条の規定による審議会により審議される、総合的かつ計画的な行政の運営を図る「越前市総合計画」における「基本構想」の策定、変更又は廃止とする。

第8条を第9条とし、第7条の2を第8条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

2 越前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年越前市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

議案第 4 3 号

越前市議会会議規則の一部改正について

越前市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 3 年 7 月 2 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 片 粕 正二郎

越前市議会会議規則の一部を改正する規則

越前市議会会議規則（平成 1 7 年越前市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 9 条第 3 項中「起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第 4 項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第 9 0 条第 1 項中「出席できないとき」の次に「(越前市議会委員会条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 3 6 号）第 1 5 条の 2 第 2 項の許可を得た委員が、同項に規定するオンライン会議システムによる委員会への出席（以下「オンライン出席」という。）をすることができないときを含む。次項において同じ。）」を加える。

第 9 3 条第 1 項中「出席委員」の次に「(オンライン出席をしている委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。第 1 3 0 条第 3 項及び第 1 3 1 条第 1 項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「出席」の次に「(オンライン出席を含む。）」を加える。

第 1 1 6 条第 1 項中「出席」の次に「(オンライン出席を含む。）」を加える。

第 1 2 5 条に次の 1 項を加える。

7 第 1 項から前項までの規定にかかわらず、委員がオンライン出席をしているときは、委員長及び副委員長の互選は行うことができない。

第 1 2 8 条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン出席委員にあつては、この限りでない。

第130条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「起立」の次に「又は挙手を」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、表決権を有する委員がオンライン出席をしているときは、委員長は、問題を可とする者に挙手をさせ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第134条の次に次の1条を加える。

(投票にかかるオンライン出席委員の特例)

第134条の2 第130条第3項及び第131条から前条までの規定にかかわらず、表決権を有する委員がオンライン出席をしているときは、委員長は、投票で表決をとることができない。

2 オンライン出席委員による表決において、委員長がその賛否を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、電磁的に記録した映像の確認によりその賛否を認定して可否の結果を宣告する。

第136条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合において、委員がオンライン出席をしているときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

第151条中「会議室に入る者」の次に「(オンライン出席を含む。)」を加え、「、つえ」を削り、「議長」の次に「又は委員長」を加える。

別表名称欄中「議会と市民との語る会」を「市民と議会との語る会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

越前市議会委員会条例の一部改正について

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 7 月 2 日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 片 粕 正二郎

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例

越前市議会委員会条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（開会方法の特例）

第 1 5 条の 2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。

(1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員、第 2 1 条に規定する説明のための出席者及び越前市議会会議規則（平成 1 7 年越前市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）第 1 1 6 条第 1 項に規定する委員でない議員（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員から、オンライン会議システムを活用した委員会の開会のもめがある場合

2 前項の場合において、委員等は、オンライン会議システムにより委員会への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 委員長は、オンライン会議システムを活用した委員会の開催にあたっては、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て出席した委員は、前項、次条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

第21条中「出席」の次に「(第15条の2第2項に規定するオンライン会議システムによる委員会への出席を含む。)」を加える。

第22条中「越前市議会会議規則(平成17年越前市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)」を「会議規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市不老町第15号4番地

氏 名 山 田 京 代

昭和39年8月22日 生

令和3年7月2日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

議案第 4 6 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を越前市監査委員に選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 越前市矢船町第 4 号 1 番地

氏 名 川 崎 悟 司

昭和 3 6 年 1 月 7 日 生

令和 3 年 7 月 2 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

報告第3号

令和2年度越前市一般会計継続費通次繰越しの報告について

令和2年度越前市一般会計継続費通次繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度越前市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	2年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源			
											国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7	商 工 費	1 商 工 費	た け ぶ 菊 人 形 事 業	424,800,000	169,920,000		169,920,000	84,218,800	85,701,200	85,701,200	8,081,200	71,920,000	5,700,000	
8	土 木 費	4 都 市 計 画 費	北 陸 新 幹 線 南 越 駅 周 辺 整 備 事 業	571,052,000	203,703,000		203,703,000	64,000,000	139,703,000	139,703,000	4,322,000	96,681,000	38,700,000	
合 計				995,852,000	373,623,000		373,623,000	148,218,800	225,404,200	225,404,200	12,403,200	168,601,000	44,400,000	

報告第4号

令和2年度越前市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

令和2年度越前市一般会計繰越明許費繰越しについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度越前市線越明許費線越計算書

(単位：円)

会計	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 特定財源			一般財源
							国県 支出金	地方債	その他	
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	管財一般事務費	900,000	900,000		600,000			300,000
			特急・新幹線対策事業	30,188,000	1,749,749			1,500,000		249,749
			公共交通対策事業	18,437,000	18,437,000		16,040,000	2,000,000		397,000
			市民交流センター管理事業	600,000	600,000		400,000			200,000
			庁内情報システム管理事業	15,500,000	15,500,000		11,500,000			4,000,000
			あいばーく今立管理事業	300,000	300,000		200,000			100,000
			本庁舎建設事業	528,000	528,000					528,000
			新型コロナウイルス対策事業	44,027,000	41,597,000		32,106,000			9,491,000
			公共交通感染症対策事業	3,827,000	3,826,000		3,000,000			826,000
			越前和紙産地支援事業	10,000,000	6,000,000		3,500,000			2,500,000
			G o T o E a t たべよっさ E c h i z e n ! キャンペーン事業	15,000,000	9,510,000		5,000,000			4,510,000
			学校施設等感染症対策事業	24,800,000	24,800,000		12,400,000			12,400,000
			戸籍住民基本台帳一般事務費	5,000,000	5,000,000		3,000,000			2,000,000
	7 諸費	地域防災対策事業	23,498,000	23,498,000		12,999,000			10,499,000	
	3 民生費	1 社会福祉費	しきぶ温泉湯楽里管理事業	300,000	300,000		200,000			100,000
			社会福祉センター管理事業	600,000	600,000		400,000			200,000
			福祉健康センター管理事業	300,000	300,000		200,000			100,000
		2 児童福祉費	公立保育園等管理事業	900,000	900,000		600,000			300,000
			新公立認定こども園整備事業	35,000,000	35,000,000			24,700,000		10,300,000
			地域児童育成活動支援事業	15,074,000	15,074,000				710,000	14,364,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	畜場施設管理事業	9,141,000	9,141,000			6,800,000		2,341,000
			コウノトリが舞う里づくり事業	300,000	300,000		200,000			100,000
			新型コロナウイルスワクチン接種事業	97,000,000	95,958,916		95,958,916			0
6 農林水産業費	1 農業費	園芸振興対策事業	1,214,000	1,214,000		811,000			403,000	
		県営土地改良事業	700,000	700,000			600,000		100,000	

(単位：円)

会 計	款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	7 商 工 費	1 商 工 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 事 業	228,600,000	228,600,000		176,000,000			52,600,000
			観 光 施 設 管 理 事 業	1,200,000	1,200,000		800,000			400,000
			観 光 推 進 事 業	38,500,000	38,500,000		30,000,000			8,500,000
	8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	補 助 道 路 維 持 改 修 事 業	39,000,000	39,000,000		19,500,000	19,500,000		0
			橋 梁 維 持 改 修 事 業	132,560,000	132,560,000	4,825,000	72,908,000	40,500,000	9,225,000	5,102,000
			県 営 道 路 整 備 事 業	9,030,000	9,030,000	902,000		8,100,000		28,000
			補 助 道 路 整 備 事 業	106,795,000	81,989,000	2,203,000	60,386,000	19,400,000		0
			単 独 道 路 整 備 事 業	18,370,000	18,084,000	1,484,000		16,600,000		0
		3 河 川 費	単 独 河 川 改 修 事 業	48,460,000	37,521,000	1,870,000		33,200,000		2,451,000
		4 都 市 計 画 費	都 市 計 画 一 般 事 務 費	3,455,000	3,455,000					3,455,000
			北 陸 新 幹 線 南 越 駅 周 辺 整 備 事 業	352,999,000	348,668,000		160,731,000	178,500,000		9,437,000
			補 助 公 園 整 備 事 業	50,460,000	50,460,000		25,860,000	24,600,000		0
			単 独 公 園 整 備 事 業	3,000,000	3,000,000	3,000,000				0
	10 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 営 繕 事 業	128,160,000	128,160,000		32,803,000	93,700,000		1,657,000
		3 中 学 校 費	中 学 校 施 設 営 繕 事 業	321,500,000	321,500,000		95,444,000	198,500,000		27,556,000
		5 社 会 教 育 費	地 区 公 民 館 施 設 管 理 事 業	7,350,000	7,350,000		4,400,000			2,950,000
			文 化 一 般 事 務 費	1,800,000	1,800,000		1,200,000			600,000
			中 央 図 書 館 施 設 管 理 事 業	3,100,000	3,100,000		2,200,000			900,000
		6 保 健 体 育 費	ス ポ ー ツ 施 設 管 理 運 営 事 業	932,900,000	932,900,000		466,850,000	453,200,000		12,850,000
	13 諸 支 出 金	1 公 営 企 業 費	水 道 事 業 会 計 事 業	6,502,000	6,502,000					6,502,000
計				2,785,975,000	2,705,112,665	14,284,000	1,348,196,916	1,121,400,000	9,935,000	211,296,749

報告第5号

令和2年度越前市一般会計事故繰越しの報告について

令和2年度越前市一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度越前市事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

会 計	款	項	事 業 名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
					支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				
										国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
一 般 会 計	6 農林水産業費	1 農 業 費	市 営 土 地 改 良 事 業	3,795,000	830,000	2,965,000		2,965,000				11,550	2,953,450	県河川課との協議において不測の日数を要したため。また、水路改修工事において関係地権者との交渉に不測の日数を要したため。
			土 地 改 良 補 助 金 事 業	1,000,000		1,000,000		1,000,000					1,000,000	大雪の影響により不測の日数を要したため。
	8 土 木 費	5 住 宅 費	住 宅 支 援 事 業	2,500,000		2,500,000		2,500,000					2,500,000	新型コロナウイルス感染症拡大による、やむを得ない工期延期が発生したことにより、年度内の補助事業が完了できなかったため。
合 計				7,295,000	830,000	6,465,000		6,465,000				11,550	6,453,450	

報告第6号

令和2年度越前市水道事業会計予算繰越しの報告について

令和2年度越前市水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度越前市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						一般会計繰入金	工事負担金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	水道管布設工事	30,360,000	30,360,000	30,360,000		7,275,000		23,085,000			工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		水道管仮設布設替工事(下水道関連)	43,693,100	43,693,100	43,693,100		25,692,500		18,000,600			工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		老朽化に伴う水道管仮設布設替工事	162,820,900	162,820,900	162,820,900		3,449,000		159,371,900			工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		不老第1配水池流量計更新工事(ピット築造)	14,080,000	14,080,000	14,080,000				14,080,000			工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		王子保浄水場テレメータ更新工事	39,457,000	39,457,000	39,457,000				39,457,000			施工時期の平準化に取り組むため、繰越制度を活用
		荒谷加圧ポンプ場電気設備更新工事	29,304,000	29,304,000	29,304,000				29,304,000			施工時期の平準化に取り組むため、繰越制度を活用
		越前市水道施設機械設備更新工事(横根・荒谷)	4,224,000	4,224,000	4,224,000				4,224,000			施工時期の平準化に取り組むため、繰越制度を活用
	2 拡張費	第5次拡張事業白山地区送水ポンプ場詳細設計業務委託	50,930,000	50,930,000	50,930,000				50,930,000			設計業務等委託契約約款第22条及び第24条に伴い履行期間延期
		第5次拡張事業白山地区送水管詳細設計業務委託	15,147,000	15,147,000	15,147,000				15,147,000			設計業務等委託契約約款第22条及び第24条に伴い履行期間延期

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事収益	給水収益			
1 水道事業費用	1 営業費用	水道管仮設布設替工事(下水道関連)	円 3,661,900	円 3,661,900	円 3,661,900	円 3,594,600	円 67,300	円	円	工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		老朽化に伴う水道管仮設布設替工事	14,906,100	14,906,100	14,906,100		14,906,100			工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期
		服部低区配水池残留塩素計修繕	470,800	470,800	470,800		470,800			施工時期の平準化に取り組むため、繰越制度を活用

報告第7号

令和2年度越前市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について

令和2年度越前市工業用水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度越前市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						一般会計繰入金	工事負担金	企業債	損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	工業用水道管(管路増強)工事	円 86,400,000	円 86,400,000	円 86,400,000	円	円	円 86,400,000	円 0	円 0		工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期

報告第 8 号

令和 2 年度越前市下水道事業会計予算繰越しの報告について

令和 2 年度越前市下水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

令和2年度越前市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	管渠整備事業	1,067,226,000	552,229,690	514,000,000	106,300,000	397,700,000	10,000,000	996,310	0	(1) 工事請負契約約款第21条及び第23条に伴い工期延期 (2) 国の第3次補正の交付事業として、未契約で繰り越すもの
1資本的支出	1建設改良費	処理施設建設事業	78,991,000	27,953,500	51,000,000	27,400,000	17,100,000	6,500,000	37,500	0	(1) 国の第3次補正の交付事業として、未契約で繰り越すもの